



育児の援助を受けたい人【利用会員】と

育児の援助を行いたい人【子育てヘルパー会員】

との相互援助活動を支援する川崎市の事業です。

【援助の内容】

- 1・冠婚葬祭、学校行事、通院、就業などによる、一時的なお子さんの預かり。
- 2・保育園、幼稚園、わくわくプラザなどへの送迎。
- 3・買い物や美容院などリフレッシュ時のお預かり。

※お子様のお預かりは原則、子育てヘルパー会員宅で行うこととなります。

※ひとりの子育てヘルパー会員が同時に複数のお子さんをお預かりすることはできません。(兄弟ケースは可)

※宿泊を伴うお子さんのお預かりはできません。

※お子さんが病気の際のお預かりはできません。



【会員になるには】

市内に在住し、下記の要件を満たす方ならどなたでも会員になれます。

■利用会員

- 生後4ヶ月～小学校6年生までの児童を養育している方。
- 年会費(補償保険に加入)1200円が必要です。
※両方会員にもなれます。

■子育てヘルパー会員

- 心身ともに健康で、援助活動に熱意と理解を有す20歳以上の方で、センターが実施する研修を2日間(無料)受講して頂きます。
※年間で救命救急研修やフォローアップ研修があります。

サポート開始までの流れ



サポートセンターに援助の依頼(電話での依頼)



ヘルパーさんが見つかって
はじめて入会となります。

実際にご近所でやって頂けるヘルパーさんが
いらっしゃるか 1週間ほどお探します。

入会

あいにくに来所して頂き、入会説明・入会申込 (年会費 1200 円)

(平日の 9 時 30 分から 16 時の間で、約 30 分程度)



事前打合せ

(ご利用者さん・お子さん・ヘルパーさん・リーダーさんで打合せ)



打合せ場所は、原則サポート活動をされる場所をお願いしております。
事前打合せは約 1 時間ですが、活動の一環となりますので、ヘルパーさん分の活動報酬がかかります。当日、ヘルパーさんに直接お支払いください。
また、打合せが 1 時間を超えてしまった場合は、サポート活動と同様にその後は 30 分単位で活動報酬が発生します。
また、事前打合せは、土・日でもできますが、活動報酬は、サポート活動と同様に打合せの時間帯によって活動報酬が変わりますので、ご確認ください。

ご依頼を頂いてから、サポート開始
まで、約2週間ぐらいかかりますの
で、ご依頼されるときは、余裕をも
ってご連絡下さい。

サポート開始

